小規模保育事業所に関する確認事項

すべての確認事項をお読みいただき、確認欄にチェック☑のうえ、署名をお願いいたします。

番号	確認事項	確認欄
1	小規模保育事業所に入所できるのは、満3歳に達した年度の年度末までとなります。	
2	卒園後、連携施設の利用を希望する場合または連携施設以外の施設の利用を希望する場合いずれの場合も、新たな申込みが必要になります。	
3	連携施設には優先的に入園することができますが、希望者が多いなどの事情により 入園できないことがあります。	
4	連携施設以外の認可保育園(認定こども園)への入園を希望する場合は、継続して 3ヵ月以上利用していれば、3歳児クラスの4月入所の利用調整時に限って5点加点 して利用調整を行います。	
5	きょうだいが幼稚園の「預かり保育」を利用しており、その「預かり保育」を実施 している小規模保育事業所に他のきょうだいが新たに利用申込みをする場合は、加点 して利用調整を行います。	
6	連携施設が幼稚園である場合の保育料(幼稚園保育料及び預かり保育の保育料等の合計額)は、認可保育園(認定こども園)の保育料とは異なります。	

上記の内容に	こついて確	認しまし	た。			
	年	月	目			

保護者氏名